平成２９年（フ）第１４６号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート24―402
債務者　長沢　由美（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後２時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２３号
横浜市南区中島町２丁目25番地４　ピュアハウス中島町Ⅱ203号室
債務者　平本　貴子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地１　南台ハイツＢ１棟209号
債務者　島田　輝子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６号
神奈川県綾瀬市寺尾南２丁目11番25号　グリーンハイツ柏木101
債務者　猿田　祐介
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４号
横浜市旭区今宿２丁目17番８号
債務者　大山　佳裕
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６０号
神奈川県高座郡寒川町倉見1751番地６
債務者　吉川　昭子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０８号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目17番地の11　ピース村岡寮
債務者　大澤　秀男
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１３号
神奈川県高座郡寒川町田端952番地３
債務者　波田　賢一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３８号
横浜市保土ケ谷区岩井町11番地１　ダイアナプラザ保土ケ谷612号
債務者　長田千鶴子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４４号
横浜市南区西中町２丁目28番地５　スカイコート横浜黄金町304号室
債務者　小菅　真人
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４７号
神奈川県藤沢市大庭5605番地の１　ガーデンコート湘南205号室
債務者　早川　孝一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５７号
横浜市港北区綱島西３丁目16番６号　清原荘201
債務者　渡辺　　瞳
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１号
横浜市緑区白山４丁目45番７号　Ｍ’ｓ　ｆｌａｔ201号
債務者　荒木　美和
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９０号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢７棟301号
債務者　石井　智樹
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５６号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン２－８号棟103号
債務者　小澤　一博
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部